

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目次

◇ 告 示 計量器定期検査の実施
解除予定の保安林にする旨の通知

// 道路の位置の指定

◇ 教 委 告 示 鳥取県指定民俗資料の指定

鳥取県指定天然記念物の指定の解除

◇ 公 告 二級建築士試験の合格者

告 示

鳥取県告示第六百二十一号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、米子市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和四十五年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検 査 日 時 検査区域 検査場所

十月 五日 午前九時三十分から
午後三時三十分まで

米子市 啓成小学校

// 六日 //

// //

// 七日 //

// 義方小学校

// 八日 //

// //

// 九日 //

// 就将小学校

// 十二日 //

// //

// 十三日 //

// 明道小学校

// 十四日 //

// //

// 十五日 //

// 計量器所在場所

// 二十日 午前十時から
午後三時まで

// 明道小学校

// 二十一日 //

// //

鳥取県告示第六百二十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町霞字炭ヶ塔二二二の二〇、字桜子奥二二三の四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字落折字ハサリ二六五の一、二六五の一六、二六五の四〇、二六五の四一(以上四筆固有林。次の図に示す部分に限る。)、

二六五の二〇、二六五の二九、二六五の三四(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百二十四号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年九月七日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年九月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市西品治 一四六 水内幸一	鳥取市西品治字土手下ノ一 三五六ノ一の一部	幅員 五・〇〇 延長 三二・〇〇 メートル

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第二十五条第一項の規定に基づき、次のものを鳥取県指定民俗資料に指定したので、同条例同条第二項において準用する同条例第四条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年九月十一日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

一 名称	長谷寺の絵馬群		
一 馬		享祿四年銘	一枚
一 四国三拾三所図		嘉永七年銘	一枚
一 同行都而十人		安政三年銘	一枚
一 西国三十三番		明治六年銘	一枚
一 風俗画		明治八年銘	一對
一 合戦の図		延宝六年銘	一枚
一 西国第貳番紀三井山		明治二十三年銘	一枚
一 金剛宝寺略景			
一 歌舞伎の図		嘉永元年銘	一枚
一 地獄極楽の図		明治三十六年銘	一枚
一 紅葉樹下男女の図		宝曆四年銘	一枚
一 川中島合戦の図		明治三十九年銘	一枚
一 熊野那智妙法両山の合景			
一 武者絵		天保七年銘	一枚
一 安珍清姫の図		明治十六年銘	一枚
一 大行列の図		天和二年銘	一枚
一 美濃国谷汲山		明治八年銘	一枚
一 白馬		天文十八年銘	一對
一 伯耆国三十三所靈場案内		嘉永五年銘	一枚
一 西国三十三所靈場めぐり			二十二枚
二 所在地	倉吉市仲之町二千九百六十番地長谷寺		
三 所有者	長谷寺		

鳥取県教育委員会告示第十八号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第三十一條第一項の規定に基づき、次の鳥取県指定天然記念物の指定を解除したので、同条例同条第三項において準用する同条例第五條第二項の規定により告示する。

昭和四十五年九月十一日

鳥取県教育委員会委員長 小田 大吉

- 一 名称 落折のイチイ(雌木一本)
- 二 所在地 八頭郡若桜町大字落折字家廻り三十五番地
- 三 所有者 落折財産区

公 告

昭和45年7月25日及び26日に実施した二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和45年9月11日

鳥取県知事 石 敬 二 則

尾崎喜美子	別所 華一	井手添 正	小磯 明	田中 秀明
久安 敬志	富士本 清	田淵 隆雄	大倉 真一	藤井 均
斉藤 俊春	川上 良一	前川 利雄	立花 善則	山根 誠二
山崎 英男	前田 清美	町田 真康	高田 徳幸	井田 優
渡辺 彰吾	笹木 貞夫	田原 万実	前川 茂春	林 輝美
鳥飼 孝一	廣谷 周	盛田 仁	吉田 勉	安木 正

池原 寿郎	山根 久	大黒 小二	茂上 政士	野崎 章靖	宮内 和夫
田村 貞夫	浜本 俊博	高浜 登	小村 成夫	内藤 和信	橋上 清四
藤内 弘巳	西村 横木寿太郎	加来 栄二	田内 誠一		
椿 明	東本 史郎	山根 貞夫	森種 直好	松原 直好	
宮脇 強志	尾崎 和男	足立 登雄	足立 英明	上森 達夫	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)()】